

令和8年  
1月1日  
第154号

# 全植検協通報

《発行》  
一般社団法人全国植物検疫協会  
東京都千代田区内神田3-4-3  
Tel 03(5294)1520



## 新年を迎えて

会長 花島 陽治

新年明けましておめでとうございます。本年が会員や関係者の皆様にとりまして、素晴らしい良い年となりますよう心からお祈りいたします。また、旧年中は皆様より当協会へ特段のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は皆さまのご協力を得て、対面形式で理事会及び総会を開催することができました。改めて感謝申し上げます。

昨年はトランプ関税が国際貿易に及ぼす影響が懸念されましたが、本年はこれまで通りの活発な経済活動を期待しております。また、ウクライナでの砲火は収束する気配が見られませんが、彼の地に一日も早く平穏な日々が戻ることを切に願っております。

植物防疫関係規則の改正や危害防止に係る情報などの収集と発信に努める所存です。ま

た、植物検疫くん蒸剤（臭化メチル等）に関する情報についても、引き続き会員の皆様に迅速にお知らせしたいと考えております。

農産物の輸出に関連しては、昨年4月、農林水産省から「令和7年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」を受託し、相談窓口となる地域協会と連携し事業を推進して参りました。本年3月18日までの事業期間ですが、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

昨年1年間の業務を無事に終了できたことは、ひとえに会員各位のご協力の賜であり、深く感謝申し上げます。今後とも健全な協会運営に努めつつ、農林水産省担当部局との連携をより一層密にし、当会事業を円滑に推進する所存ですので、引き続き皆様のご指導、ご支援、ご鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。

## 植物検疫が始まった頃の話

### —農務局長はどのような訓示を行ったのか—

我が国の植物検疫が始まったのは大正(T)3年11月1日と言われていますが、植物検疫の制度と体制が整備された頃の状況とそれらに携わった人々について解説します。横浜税関植物検査課長をされた狩谷精之さんの記事（横浜植物防疫所ニュース）を参考にして解説します。

#### 1. 明治時代の主な侵入病害虫

鎖国政策が廃止され、明治時代となると農業振興のため植物類の輸入も盛んとなりました。これに伴い、リンゴワタムシ、ブドウネアブラムシ（フォロキセラ）、カンキツ潰瘍病、ジャガイモ疫病など多くの病害虫が日本各地で発見され（表1, 2）、それら侵入病害虫による被害が続発したことから、植物検疫の必要性が言われ始めました。

#### 2. 輸出入植物取締法の制定と体制整備

（1）米国の動きと日本の対応(T元年～2年)  
米国：T元年8月20日、植物検疫法公布。

T元年9月18日、植物検疫法施行規則公布。

日本：中央政府の検査制度が必要と解釈せず、地方府県の検査対応で支障なしと判断。

米国：T元年12月2日、検査施設のない国からの輸入は禁止する旨を公表。本措置は翌年7月1日から施行。

T2年春、在日米国大使が日本政府に書簡を提出（検査は中央政府の施設で実施すること）。

日本：T2年予算は既に国会審議中。中央政府の検査機関設置は困難な状況。

T2年7月、神奈川、兵庫両県の職員に農商務省職員の資格を与え、輸出検査を実施（県農業試験場内に詰所を設置）。

#### （2）法律の制定

T3年2月24日、「輸出入植物取締法案」衆議院上程。

T3年2月28日、原案どおり可決。その後、貴族院審議において元三重県知事有松英義議員が政府提案の7港（横浜、神戸、門司、長崎、敦賀、大阪、下関）に加え、

四日市港にも検査所設置を要望。政府側がこれを了解し、修正案が可決。

T3年3月26日、「輸出入植物取締法」法律第11号公布。

T3年5月14日、勅令90号公布（植物検査官の職務は、輸移出入される植物の検査及び取締り並びに病害虫の研究及び調査）。

T3年5月15日、農商務省内に植物検査所を設置。

T3年11月1日、植物検査業務開始。

#### （3）植物検査所の設置と配置職員（敬称略）

植物検査所は、横浜（桑名伊之吉、狩谷精之、海老原信七郎）に本所、神戸（西田藤次、深谷徵）、門司（河原高、鈴木誠一）、長崎（土生津勘吉、増井義造）、敦賀（高橋奨）、及び四日市（村田藤七）に支所、大阪（角田鷹次郎）及び下関（高邑虎次）に出張所を設置。人員は13名、予算は32,483円。

なお、小樽、函館、東京、清水、武豊、名古屋、宇品、博多、唐津、三池、鹿児島、厳原の12港には派出所が設置され、税関職員または警察官を検査官補に任命し対応。

#### 3. 制度・体制整備に携わった人々

桑名伊之吉氏：明治(M)4年、豊前国上毛郡黒土村（福岡県）生まれ。M21年ハワイへ渡航、精糖会社勤務後、米本土に渡り、M28年コーネル大学に入学。M30年スタンフォード大学に転校し昆虫学を学ぶ。M34年学位取得。M35年帰国後、農商務省農事試験所を経て、T3年植物検査所（横浜）所長に就任。カイガラムシ研究の第一人者。

狩谷精之氏：M45年、東京帝国大学農学科を卒業し、農商務省農産課勤務。T3年植物検査所横浜本所に検査官補として勤務。昭和(S)2年横浜税関植物検査課長、S18年退官。

西田藤次氏：M7年東京生まれ、札幌農学校で植物病理学を修め、M32年農事試験場（西ヶ原）病理部に採用後、九州支場を経て、T3年植物検査所神戸支所長。

河原 高氏：M19年福岡県生まれ。熊本第五校を卒業後、東京帝国大学入学。M44年帝大卒業後、農商務省農産課採用。T3年植物検査所門司支所長。

河村貞之助氏：M37年東京生まれ。九州大学農学部卒、S7年東京大学 大学院卒後、横浜税関植物検査課採用となり、山手検査場（写真1）勤務。S18年神戸税関植物検査課長、S21年退職し、千葉大学に転じた。

伊藤悌蔵氏：山口県出身、M29年東京帝國大学農学科卒業後、静岡県技師。M33年鹿児島県農業試験場場長就任。M39年農商務省農産課長に就任し、輸出入植物取締法案の起草、実施計画の考案及び技術者・検査官の育成に尽力。

道家 斎氏（写真2）：安政4年備前国児島郡生まれ。M17年農商務省勤務。大臣秘書官、法制局参事官等を経て、M41年農商務省水産局長、T元年農務局長に就任し、T9年退官。T12年貴族院議員に勅選された。

4. 道家局長はどのような訓示を行ったのか  
T3年10月、農商務省において開催された第1回植物検査官会議において道家農務

局長は次のような訓示を行っています。

- ・検査は厳正に行うこと
- ・検査の統一を図ること
- ・旅客に対しては懇切を旨として可及的利便を図ること
- ・平素外国语特に英語の習得に留意し、且つ、その習慣をも知得すること
- ・税関及び郵便局等の関係機関と円滑なる連絡を図り、齟齬なきよう注意すること
- ・果実、蔬菜の輸入・移入検査は注意を要す
- ・輸出植物の検査は本邦農産物の輸出奨励の趣旨を踏まえること
- ・その他として植物検査所は検査機関と同時に病害虫に関する調査研究を行う機関である。

#### 参考文献

日本植物病理学会(2015).日本植物病理学 100 年史,pp.397.

農林水産省消費・安全局植物防疫課(2014).日本の植物検疫（植物検疫 100 周年）,pp.130.

横浜植物防疫所(1952-2011).横浜植物防疫所ニュース,1-714.



写真1 旧横浜税関輸出検査場  
(昭和57年5月撮影)



写真2 道家斎農務局長  
(ウェキペデアより)

表1 日本への侵入病の事例

病名	寄主植物	初発見年	発見地
根頭がんしゅ病	果樹など多種	明治23年	和歌山県
ブドウベと病	ブドウ	明治23年	山梨県
ブドウうどんこ病	ブドウ	明治24年	山梨県
カンキツ潰瘍病	柑橘類	明治32年	福岡県
ジャガイモ疫病	ジャガイモ	明治33年	北海道

引用文献：河村貞之助(1969)植物防疫,181-184

表2 日本への侵入害虫の事例

害虫名	寄主植物	発見年
サンホーゼカイガラムシ	ミカンなど多種	明治初期?
リンゴワタムシ	リンゴ、マルメロなど	明治5年
ブドウネアブラムシ	ブドウ	明治15年
エンドウゾウムシ	エンドウ	明治20年?
ヤノネカイガラムシ	ミカン類	明治31年
イセリアカイガラムシ	ミカンなど多種	明治41年

引用文献：梅谷献二(1968)植物防疫, 183-188

## 第7次NACCS植物検疫関連業務の機能追加による電子植物検疫証明書(ePhyto)の導入に係る試行期間の開始

令和7年10-11月、農林水産省植物防疫課から、NACCSシステム更改に併せてePhytoの交換機能が追加されたことから、本格利用に向け試行期間を設ける旨の通知がありました。

対象国(開始日):大韓民国及びアメリカ合衆国(令和7年10月14日発給分から)及びア

ルゼンチン及びチリ(令和7年12月1日発給分から)

対象荷口:輸出入貨物

注意:試行期間中は、ePhytoのみでの輸入は認められず、従来の植物検疫証明書が必要です。

## イスラエル産生果実に関する植物検疫実施細則の一部改正について

令和7年10月9日付けでイスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウェイティ、ポメロ、レモン及びオアの生果実に関する植物検疫実施細則及びイスラエル産

かき生果実に関する植物検疫実施細則の一部改正(表示の変更)について、農林水産省消費・安全局から通知がありました。なお、この改正は同日付けで施行されています。

## トルコにおけるPepper chat fruit viroid(PCFVd)発生への対応について

令和7年10月14日、農林水産省植物防疫課から標記の案件について通知がありました。通知によれば、トルコがPCFVdの発生国であることが新たに判明したため、トルコに対して、植物防疫法施行規則別表2の2の30項に掲げるPCFVdの寄主植物について、書簡に

より、輸出時に精密検査を行ってPCFVdに侵されていないことを確認し、検査証明書に追記する旨を緊急的に要求しています。なお、本件については、令和7年10月21日から発効され、翌22日付でWTO/SPS緊急通報(G/SPS/N/JPN/1376)が発出されています。

事務局だより(今後の予定)	
2月3日(火)	令和7年度植物検疫全国研修会(TKP神田ビジネスセンター)
2月4日(水)	現地見学会(横浜植物防疫所新山下庁舎)
2月19日(木)	第16回業務企画委員会(サニー貸会議室)
3月5日(木)	第42回理事会(アートホテル日暮里ラングウッド)
5月中旬	第43回理事会(書面決議)
6月10日(水)	第44回理事会・第15回定時社員総会(アートホテル日暮里ラングウッド)

## 編集後記

明けましておめでとうございます。

巻頭には鎌倉市在住の墨アート作家による干支の作品(許諾済み)を飾らせていただきました。本年の干支は午ですがその中でも丙午にあたります。丙は陽のエネルギーを象徴し午も火の性質に属することから、陰陽五行では激しく燃えさかることを意味するそうで、情熱と行動力で突き進む年とされています。

巻頭の作品のように力強く炎を吹き飛ばし情熱を持って走り抜ける、そんな素敵な一年になりますように心よりお祈り申し上げます。

